

## 関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談  
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8sekijima@yahoo.co.jp



2008年7月号

### 中小企業も義務化！ 長時間労働者への医師の面接指導

#### ◆4月から 中小企業でも義務化

「長時間労働者を対象とした医師による面接指導等の実施」が、平成18年に改正された労働安全衛生法で義務化されました（同法第66条の8）。

この「面接指導等の実施」は今年の4月から、すべての事業場において長時間労働者に面接指導を実施し、医師の意見を聴いて措置を講じなければならなくなったのです。

#### ◆どんなことを行わなければならないか

面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされています。

対象となるのは「時間外・休日労働時間が1カ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者」であって、会社に申出を行った労働者です。

基本的には、会社が指定した医師が行う面接指導を受けることになりますが、労働者が希望する場合は、他の医師の行う面接指導を受けることもでき、その場合は結果

を証明する書面を会社に提出する必要があります。そして、会社はその結果を記録しておく必要があります。

また、会社は、医師の意見を聴いて、必要があると認められたときは、労働者の実情を考慮しながら、以下のような措置を講じなければなりません。

- ・就業場所の変更
- ・作業の転換
- ・労働時間の短縮
- ・深夜業の回数の減少
- ・医師の意見の衛生委員会もしくは安全衛生委員会または労働時間等設定改善委員会への報告

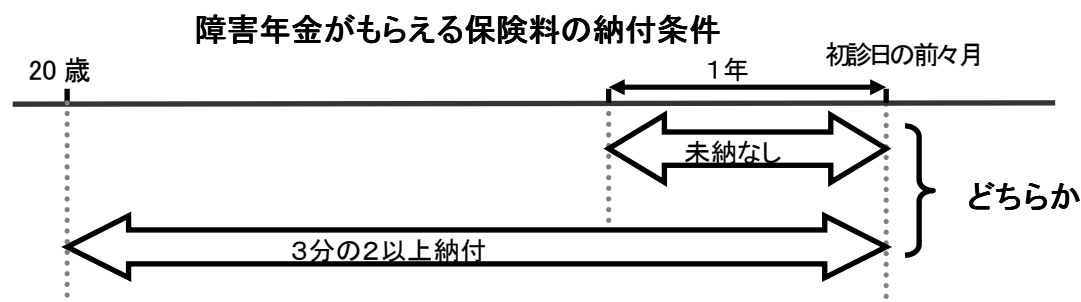
#### ◆その他の留意点

なお、（1）時間外・休日労働時間が1カ月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者、（2）事業場において定めた基準に該当する（時間外・休日労働時間が1カ月45時間を超えた者は対象とすることが望ましい）者についても、努力義務としての面接指導の対象となります。

# 障害年金がもらえるには

障害の原因となった病気やケガの初診日（初めて医師の診察を受けた日）の前日の時点で、国民年金保険料をきちんと納めていることが条件です。原則として、20歳になってから初診日の前々月までのうち、3分の2以上の期間が国民年金の保険料を納付（厚生

年金期間含む）している必要があります。でも、これでは、未納期間が長い人はすぐには挽回できません。そこで、当面は特例的に過去1年間に未納がなければ良いことになっています。



国民年金保険料は過去2年分までさかのぼって納めることができます。そこで、未納の方、少なくとも過去1年分をまとめて払っておくことをお勧めします。なお、初診日の前日時点で納付状況が基準ですから、「事故に遭ってから払えばいい」ということにはなりません。

## 障害がどれ位で、いくらもらえるの？

初診日から1年6か月が経って、またはそれ以降の65歳になるまでに障害等級に該当すると、障害年金がもらえます。障害等級1級・2級とは、比較的重い障害にあたります。

## どれ位の障害なら

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 1 級 | 他人の介助を受けなければ日常生活ができない程度            |
| 2 級 | 日常生活に著しい制限を必要、労働により収入を得ることが困難な程度   |
| 3 級 | 労働に著しい制限を必要とする程度（軽作業が勤務軽減を必要とする程度） |

## 障害基礎年金の額

|     |          |                                                            |
|-----|----------|------------------------------------------------------------|
| 1 級 | 990,100円 | 受給者に18歳未満の子がいると加算があります。<br>加算額は第1子第2子227,900円、第3子以下75,900円 |
| 2 級 | 792,100円 |                                                            |

## 障害厚生年金（障害の初診日が厚生年金加入期間中にある場合）の年金額

|     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 1 級 | 2級の障害厚生年金の額の1.25倍プラス配偶者加算プラス障害基礎年金1級の額    |
| 2 級 | 報酬比例部分（加入期間を最低300月で計算）＋ 配偶者加算＋ 障害基礎年金2級の額 |
| 3 級 | 報酬比例部分（加入期間を最低300月で計算） 最低59万4200円を保障      |

---

---

# パート等から正社員に転換させると 支給される助成金

---

---

## ◆改正パート労働法と正社員への転換

今年4月1日から施行されている改正パート労働法では、パート労働者の通常の労働者（正社員）への転換を推進するための措置を講ずるよう、事業主に義務付けています。最近では、製造業、飲食店、宿泊業、サービス業などでパート労働者を正社員へ転換させる企業も増えています。

改正法の施行を機に、非正社員を正社員化する動きはますます広がっていきそうですが、この改正にあわせて新たな助成金が創設されています。

## ◆非正社員の正社員化で助成金

厚生労働省は、「中小企業雇用安定化奨励金制度」を創設しました。

中小企業の事業主が、パート労働者や契約社員などの契約労働者（非正規社員）を新たに正社員として転換させる制度を就業規則などに定めて、実際に正社員に転換させた場合に、一定の金額が奨励金として支給されるものです。

## ◆支給額の2つのパターン

### ＜転換制度導入事業主＞

新たに転換制度を導入し、かつ、この制度を利用して、直接雇用する有期契約労働者を1人以上正社員に転換させた場合に、一事業主について35万円が支給されます。

### ＜転換促進事業主＞

転換制度を導入した日から**3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を3人以上正社員に転換させた場合**に、対象労働者1人について10万円が支給されます（10人を限度）。

## ◆支給対象となる事業主、要件

中小企業事業主で、雇用保険適用事業主であることが必要です。そして非正社員を正社員に転換させる制度を、新た（平成20年4月1日以降）に労働協約または就業規則に定め、かつ、1人以上正社員に転換させる必要があります。

なお、取扱機関は、都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）となっています。

当事務所でも申請手続きを行っています。

**●社内で飲み会、帰宅途中転落死 労災認めず**

会社内の飲み会に参加し、帰宅途中に地下鉄の駅階段で転落死した男性会社員の遺族が、通勤災害であるとして労災認定を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は労災を認めた一審判決を取り消し、本人の業務外の飲酒が大きく影響した事故であり通勤災害とは言えないとして遺族側の逆転敗訴としたことがわかった。(6月26日)

**●終末期相談料 わずか3か月で凍結**

舛添厚労相が「中央社会保険医療協議会（中医協）」の総会で、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）導入に伴い4月から開始した新たな診療報酬である「終末期相談支援料」について、7月1日から運用を凍結するよう諮問したことがわかった。総会では反対意見も出たが、中医協は諮問通り答申する方針。(6月25日)

**●グッドウィル廃業へ 二重派遣で略式命令**

人材サービス大手のグッドウィル・グループは、子会社の日雇い派遣大手グッドウィルを廃業する方針を固めた。厚生労働省が同社の派遣事業の許可取り消しを検討するなど事業継続が難しいと判断した。同社らは二重派遣事件で職業安定法違反幫助などの罪で略式起訴され、東京簡裁から罰金の略式命令を受け、これを納付した。(6月25日)

**●ねんきん特別便 現役世代に発送開始**

社会保険庁は、年金記録漏れを注意喚起する「ねんきん特別便」について、現役加入者向け約6,200万人分の発送を始めた。厚生年金や共

済年金に加入する2,200万人には企業経由で配付するケースもあり、10月末までに全員に送り終える予定。(6月24日)

**●マクドナルド 新報酬制度導入を凍結**

日本マクドナルドは、店長などを対象として8月から残業代支払いと同時に導入する予定だった新報酬制度を凍結することを明らかにした。新制度では店長手当などを原資に残業代を支払うとしたため、店長らに不安が広がっていた。新制度への理解を深めた上で2～3年後の導入を目指す方針。店長への残業代は先行して支払う。(6月24日)

**●年金保険料 納付期間の短縮を検討**

舛添厚労相は、現在公的年金を受給するのに必要な25年の保険料支払期間について、短縮することを検討する方針を示した。また、現在の介護保険制度について検討会を立ち上げ、今年末までに結論を出し、人材不足解消のために新たな介護政策の方針を打ち出す意向も明らかにした。(6月22日)

**●日雇い派遣を原則禁止へ 厚労相が意向舛添**

厚生労働大臣は、日雇い派遣の規制強化を求める世論の高まりを受け、日雇い派遣の原則禁止を盛り込んだ改正労働者派遣法案を今秋の臨時国会に提出する考えを明らかにした。しかし、禁止を求める労働側と継続を主張する経営側が対立しており、与野党間の主張の隔たりも大きく、どこまで規制強化が進むかは不透明。(6月13日)